



再度注目される確定給付企業年金という選択肢 ～しっかり貯まる企業年金®のご紹介～

2022年7月

しっかり貯まる企業年金®

全国ビジネス企業年金基金

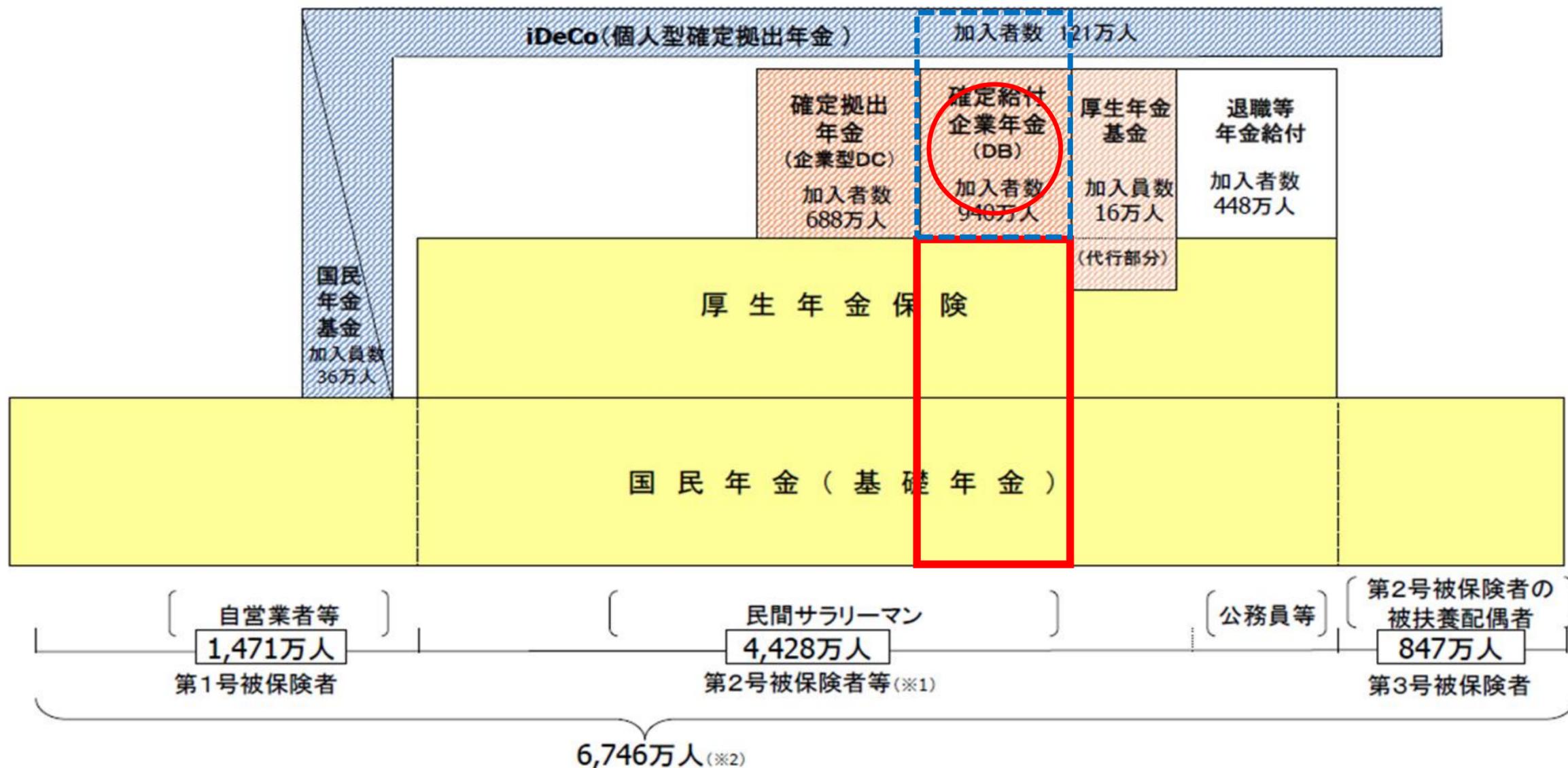


【Q1】 しっかり貯まる企業年金®とは
どんな企業年金ですか？

日本の年金制度は3階建て: 3階部分は「企業年金」

年金制度の体系

○ 我が国の年金は、3階建ての構造。1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。



※ 数値は、2019(平成31)年3月末現在

※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

※2 20~65歳未満人口は、6,965万人。人口推計(2018年9月調べ)

【しっかり貯まる企業年金®】

設立51年、「経営理念」「業務指針」を持つ歴史と蓄積

沿革 1971年 2月 岡山県機械金属工業厚生年金基金設立

2015年 1月 関西以西の機械金属厚生年金基金で会議。京都・尼崎・岡山が統合を進めることに。

2016年 4月 西日本機械金属企業年金基金を設立（当初尼崎から開始）

2019年 10月 西日本機械金属企業年金基金の**統合完成、京都事務所開設、拡大営業を開始**

2021年 4月 全国農業企業年金基金を吸収合併することを決議。加入者等約24000人に

2022年 4月 基金名称「**全国ビジネス企業年金基金**」に。東京事務所開設

経営理念

『当基金は、「加入事業所の皆さまの退職後給付を長期安定的に提供することで、皆さまの幸せを応援すること」を目的とする。そのために、「基金制度の持続性・長期安定性向上」、「倫理に基づいた運営」および「その透明性向上」に取り組み、加入事業所さまからの信頼を高める経営を行う』

業務指針

1.財政健全性の向上を最優先に図り、関係者全員に安心を提供する（持続性向上）

長期的に安定した運用収益獲得のため、資産運用の高度化に必要な経費を投入し、分散投資を徹底する。コンサルタント活用や現地調査・情報収集を効率的に実施するとともに、資産運用委員会での審議を活性化し、恒久・継続的に分散投資を遂行できる枠組みを確立する。

2.経営基盤の安定性を高めるため、事業所数の拡大に取り組む（長期安定性向上）

事務局は定常的な営業経費を抑制した上で、実績に応じた活動経費(変動費)の積極的活用を行う。重点的な営業ルート・地域を優先した効率的活動を行い、営業資料作成、営業サポート業務を事務局の主要業務の一つとする。

3.全体の経費効率改善に努め、適正な事務遂行を行う（倫理・透明性）

インターネットのホームページ、ポイント通知等による基金運営の情報開示充実を図り、かつ事業所勧誘にも資する広報活動も積極的に行う。業務効率化に努め、基金事務を確実に遂行するため、高い倫理観に基づく業務運営を行う。



【Q2】 基金にはどのような企業が加入していますか？

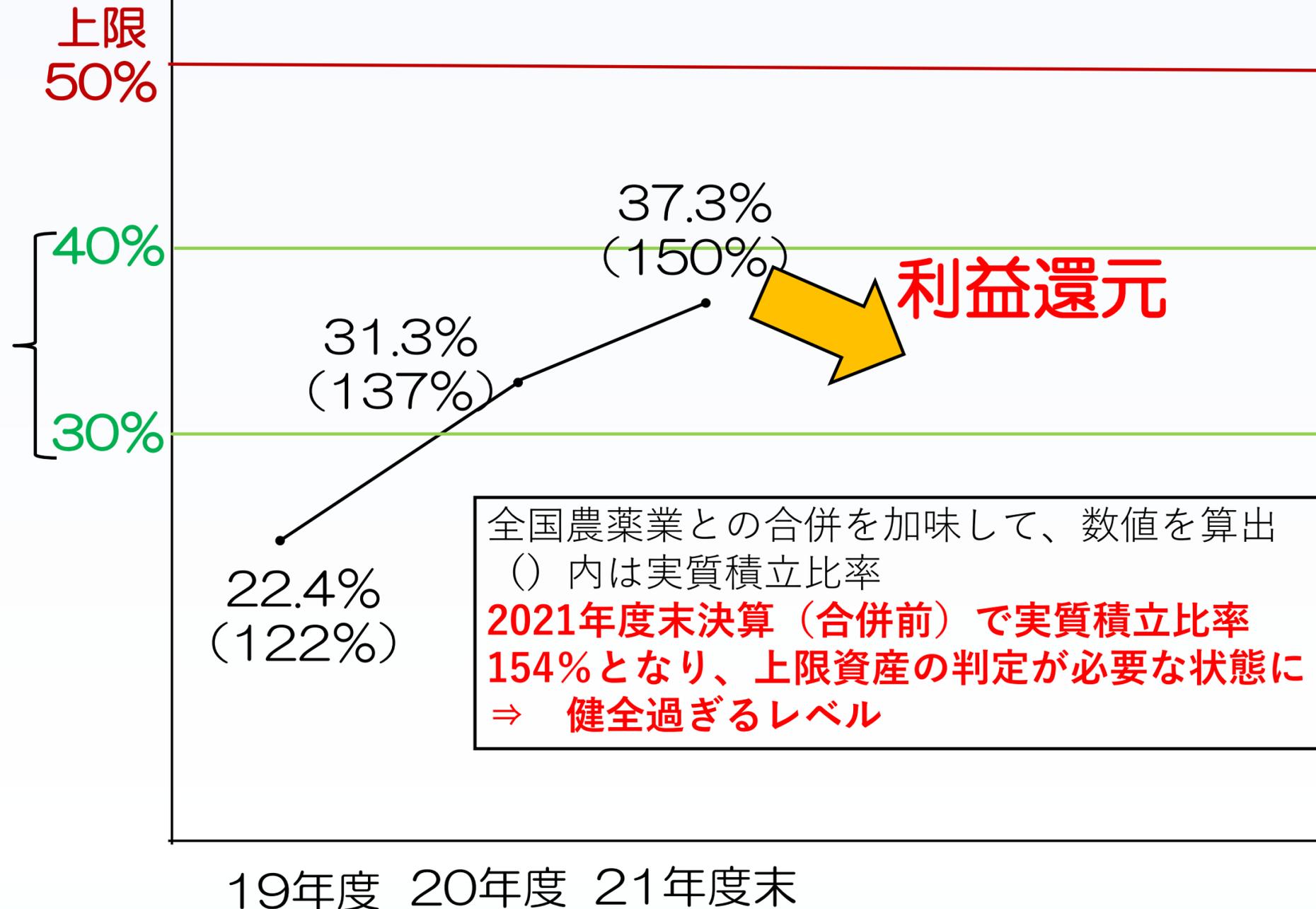


【Q3】 基金の財政状況はどうなっていますか？

実質自己資本の管理目標

積立上限規制もあるため、比率**30~40%**の範囲内の管理を目標とする

実質自己資本比率



全国農薬業との合併を加味して、数値を算出
 () 内は実質積立比率
**2021年度末決算（合併前）で実質積立比率154%となり、上限資産の判定が必要な状態に
 ⇒ 健全過ぎるレベル**

実質自己資本比率

年金経理および業務経理の剰余は、将来の資産運用低迷時でも掛金増加を防ぐバッファ（実質自己資本）となる

実質自己資本比率 =

$$\frac{(\text{年金経理の剰余} + \text{業務経理の剰余})}{\text{年金資産 (時価)}}$$

注) 年金経理の剰余は、現在の予定利率2.5%を基準として算出する
 実質自己資本が約50%を大きく超えると、掛金限界（損金否認）リスクが高まる



【Q4】 掛金や退職金の水準は企業ごとに決められますか？

【制度の概要】

～それぞれの企業に即した加入者設定・掛金表を許容する設計

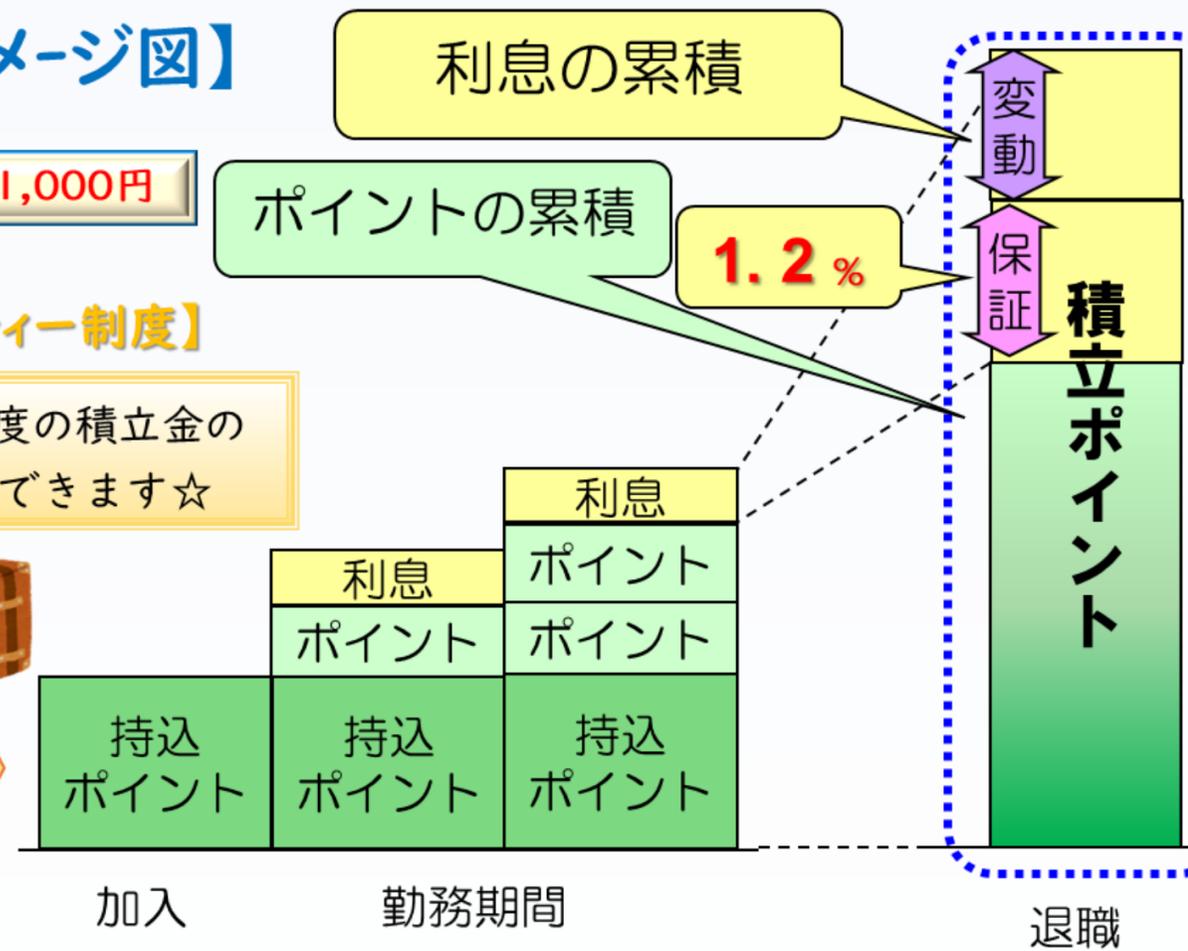
「利息1.2% & 事務費不要」の日本で唯一の制度～

【イメージ図】

※1ポイント=1,000円

【ポータビリティ制度】

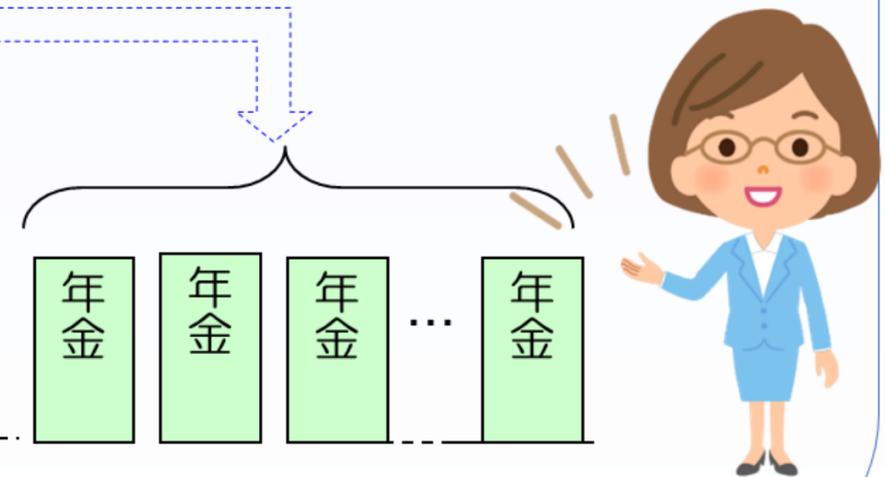
※他年金制度の積立金の持込みができます☆



☺85歳までの確定年金(最長20年)
ただし、加入15年未満は一時金(ポータビリティ制度あり)

☺年金に代えて退職後いつでも一時金選択可能

☺退職～年金開始までの利息は0.6%(定期金利+0.5%)



85歳まで 最長20年間支給(死亡時の残額をご遺族に)

主な特徴

- ① 各人の積立ポイントが明確。掛金ポイント表は、各事業所ごとに規程
- ② 利息が定期預金よりも常に有利なうえ、利息非課税
- ③ 年金受取りか一時金受取りかは、各人が選択(退職金としてもOK)
- ④ **1ポイント×1000円**の掛金は損金算入!(役員も全額損金)



【Q5】 掛金を止めたり基金を脱退することはできますか？

【制度の特徴】 ～財政健全度、役員掛金、脱退自由度も日本トップクラス～

1. 制度設計の自由度

(1) 加入者範囲を事業所が決定

例) 勤続3年以上、正社員のみ、退職年齢設定、嘱託期間も加入する・しないなど

(2) 掛金を加入者属性別に事業所が決定

例) 勤続年数、役職別、報酬月額、年齢などに応じた掛金テーブル

(3) 退職給付引当金（退職給付会計）の適用外

総合型企業年金の負債・資産は、貸借対照表の計上が不要（DCと同じ）

(4) 地域・人数・業種問わず、事業所加入・脱退が可能

上場企業も2社加入。全国農薬業企業年金の吸収合併で全国各地の事業所が加入する運営に

2. わかりやすさ

(1) 掛金は「1ポイント1,000円」のポイント制（全額事業主負担）

(2) 「定期預金+0.5%」（最低保証1.2%）の利息でポイント増加

(3) 加入者のご自宅にポイント現在額(積立残高)を通知（『ポイントのお知らせ』定期便）

(4) 支給時換算も「1ポイント1,000円」（入社10年以上の場合）

3. 健全

(1) 積立水準は150% 実質自己資本比率37%（2022年3月末合併後）

(2) 加入者等 24000名 運営51年の歴史

(3) 徹底した分散投資。株式・為替に左右されない資産運用

4. 低コスト

(1) 掛金以外の事務費ゼロ（月掛金5000円以上の場合）、資産運用報酬も不要

(2) 給付事務・税務や加入者への連絡は、事務局任せでOK

(3) 役員掛金は従業員の15倍まで損金OK



【Q6】 手数料はどれくらいかかりま
すか？



【Q7】 既存の企業年金や退職金から
移行することはできますか？

【しっかり貯まる企業年金®】の活用 退職金アウトソースで「引当金不要」「事務軽減」「損金前倒し」

退職金積立（役員も掛金全額損金）や毎年の引当金計算、支払い時の税務処理などをすべてアウトソースできることをご存じですか？ しかも事務費掛金は原則不要です。

「企業年金制度からの一時金」=退職金とするメリット

- ① 事務の簡素化、退職給付引当金（DBO）の計上が不要です。（企業会計基準第26号33.（2））
掛金さえ払えば、毎年の退職給付債務や引当金の計算不要。
掛金=費用（全額損金）で完了。退職金支給や税務もすべてお任せ！

「当社退職金=しっかり貯まる企業年金から支給される脱退一時金」

- ② 事務コストの削減
現在の退職金規程に沿った勤務年数・役職別掛金表などを作ることで移行できます。
加入後も別途の事務費ゼロ
（平均掛金月5000円以上）
- ③ 利息累積分だけ退職金資金の負担が軽く
掛金は全額損金算入（役員も）、利息非課税、利息は最低保証年1.2%（複利）
給付時も退職所得（年金受取り希望者は、公的年金扱い）
- ④ 将来の金利上昇時も安心
最低保証利息1.2%。しかも、金利が上昇すると「定期預金+0.5%」の利息をお支払。
いつでも預金より高い金利を保証します。
- ⑤ 財政は日本トップクラス（積立比率150%以上、自己資本比率30%以上）
事業所にとっても「いつでも加入、いつでも脱退」できる安心感



【Q8】 基金への加入をお勧めできないのはどんな場合ですか？



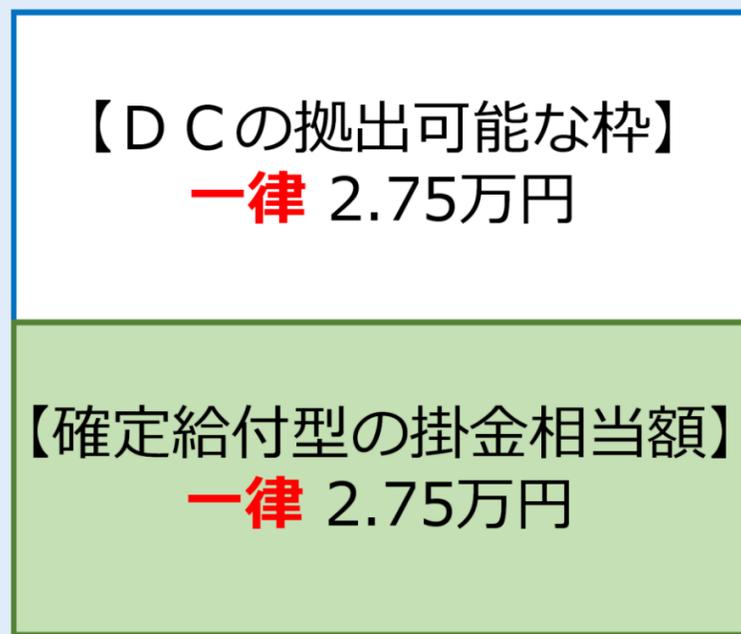
【Q9】 企業型DCやiDeCoと併用すること
とはできますか？



【補足】 DC掛金上限の改正（2024年12月～）

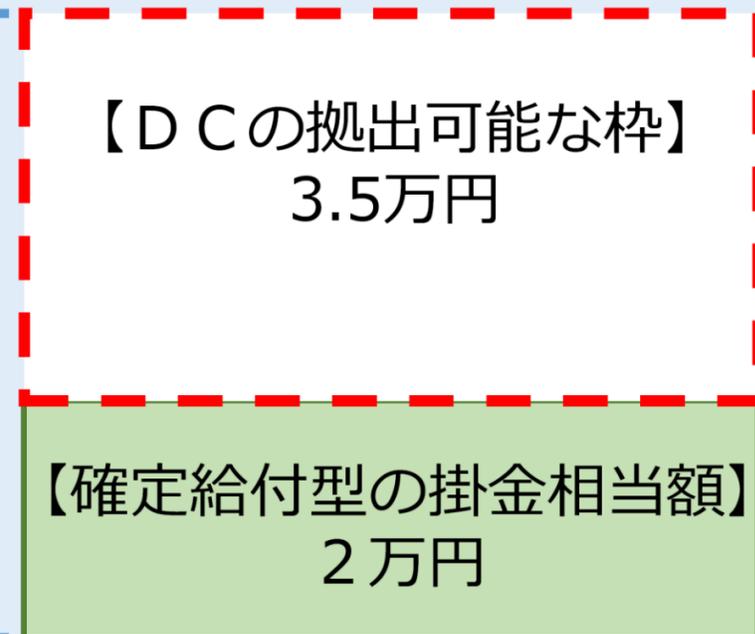
現 行

改 正 後

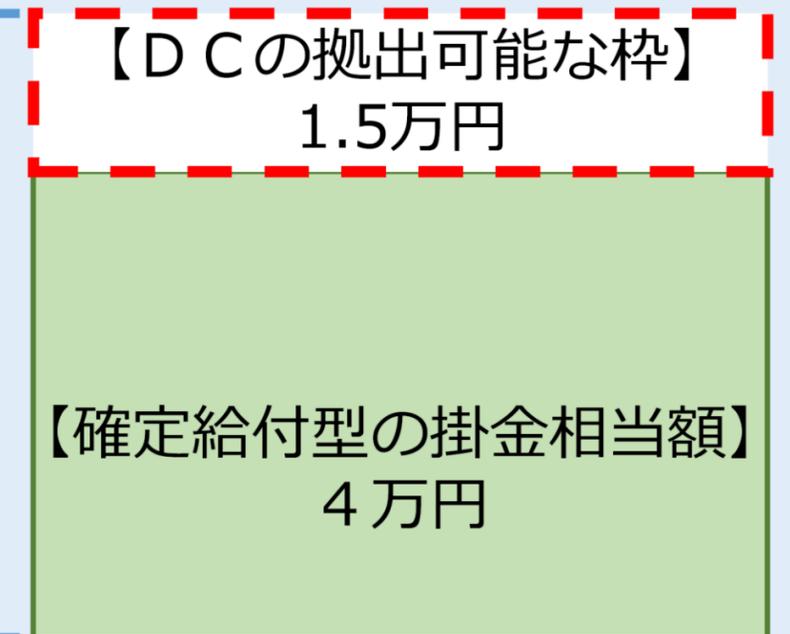


5.5万円

◇確定給付型の掛金相当額が
2万円の場合



◇確定給付型の掛金相当額が
4万円の場合



- ▶ 企業型DCの事業主掛金の拠出可能な枠 = 月額5.5万円 - 確定給付型ごとの掛金相当額
- ▶ iDeCoの拠出可能な枠（上限2万円） = DCの拠出可能な枠 - 企業型DCの事業主掛金

DBの掛金相当額は**制度単位**、DC（**企業型・個人型**）の掛金は**個人単位**で適用される。

累積ポイント(最低保証ポイント)

低金利が続いた時でも有利な最低保証。金利上昇時は増額

掛金平均 5,000円以上の事業所は、**別途事務費も不要**

加入期間・掛金別累積ポイント														
低金利が今後も続いたとき			最低保証			1.2%			定期預金利息2%が続いたとき			利率		
加入期間		毎月の掛金ポイント(1ポイント1000円)				加入期間		毎月の掛金ポイント(1ポイント1000円)						
年数	月数	1	5	10	20	年数	月数	1	5	10	20			
5	60	61.795	308.973	617.947	1,235.893	5	60	63.795	318.977	637.955	1,275.909			
10	120	127.387	636.935	1,273.871	2,547.742	10	120	135.974	679.871	1,359.742	2,719.484			
15	180	197.011	985.053	1,970.106	3,940.213	15	180	217.638	1,088.189	2,176.378	4,352.755			
20	240	270.913	1,354.565	2,709.131	5,418.261	20	240	310.033	1,550.163	3,100.326	6,200.652			
25	300	349.357	1,746.787	3,493.573	6,987.147	25	300	414.569	2,072.845	4,145.689	8,291.378			
30	360	432.623	2,163.113	4,326.226	8,652.452	30	360	532.842	2,664.211	5,328.421	10,656.843			
35	420	521.005	2,605.026	5,210.051	10,420.102	35	420	666.657	3,333.287	6,666.574	13,333.149			
40	480	614.819	3,074.097	6,148.194	12,296.388	40	480	818.057	4,090.286	8,180.572	16,361.143			
45	540	714.399	3,571.996	7,143.993	14,287.985	45	540	989.352	4,946.760	9,893.521	19,787.041			

DC(確定拠出)制度と同額のご加入もお勧めします！

DCと同額掛金で、ほとんどの加入者の運用利回りが向上します！

- (1) DC制度で組入れている定期預金利息は低く、債券投資はマイナス利回り環境
- (2) 当基金は1.2%以上を保証

将来の金利上昇でも、定期預金+0.5%といつでも(1)より有利な利息

⇒ **相場下落の場合でも、年金財産の約半分は1.2%以上が保証される安心感**



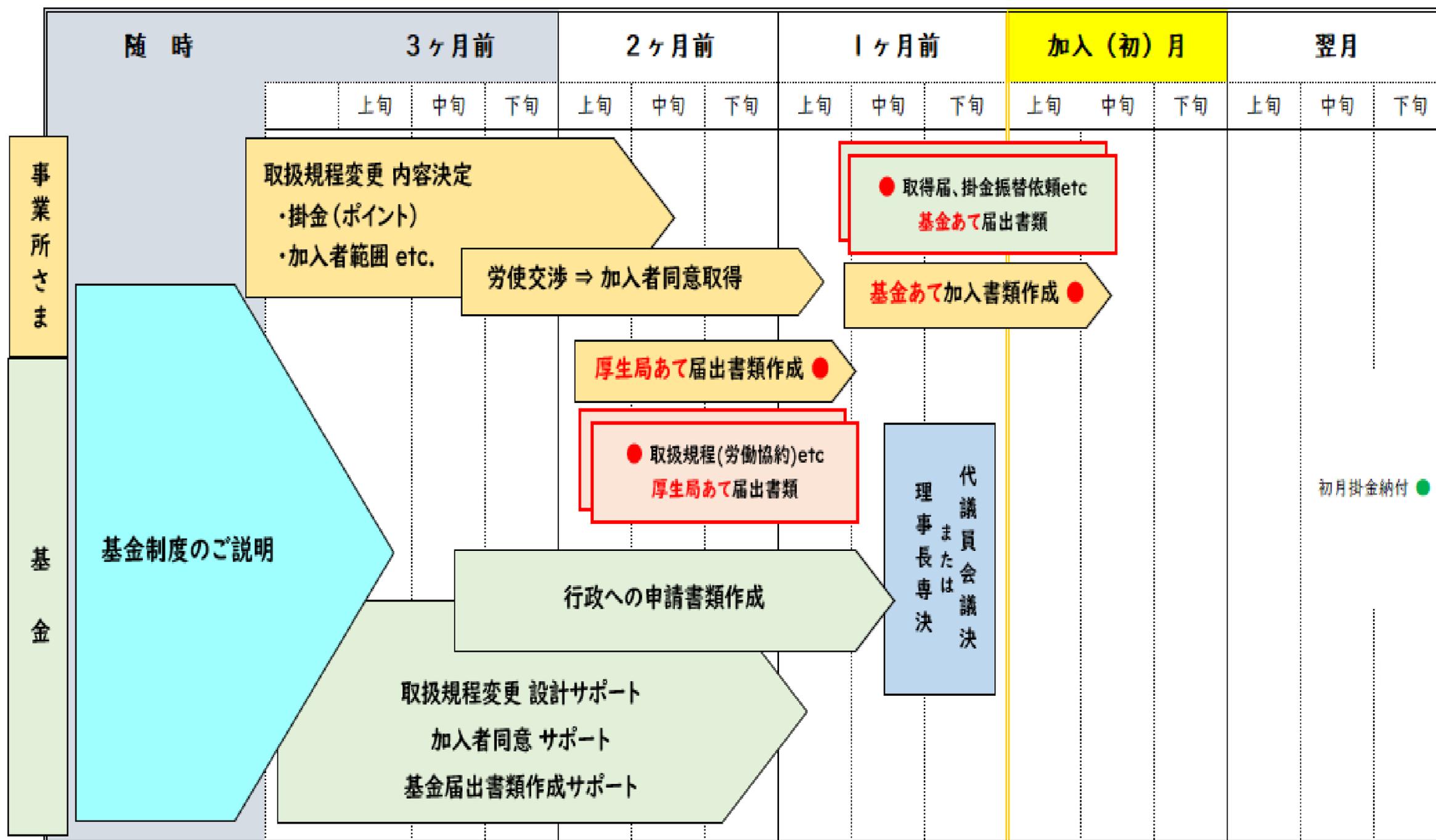
【参考資料】

加入のスケジュールや手続きについて

【しっかり貯まる企業年金®】 加入(変更)・掛金(変更)までのスケジュール

注)減額変更の場合はさらに数ヶ月の行政手続きが必要

【新規加入 お手続き スケジュール】



取扱規程の条文に引用している場合
就業規則（規程）の全文（写）

1

色付なし部分は各社共通。
色付を部分は各社の業態に
合わせた規定を行う。

取扱規程説明

【別紙】

●●●●株式会社

全国ビジネス企業年金基金に係る取扱規程（労働協約）

（目的）

第1条 この規程は、全国ビジネス企業年金基金（以下「基金」という。）における取扱いを定めることを目的とする。

（加入者）

第2条 基金の加入対象者の範囲は、70 or 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者 or 次に掲げる者とする。

- ・就業規則第●条に定める社員
- ・パートタイマー就業規則第●条に定めるパートタイマー
- ・就業規則第●条に基づき、個別に労働契約を結んだ契約社員

加入対象者の範囲を限定する場合

加入待期間を設定する場合

2. 前項の規定による加入対象者は、前項に該当した日から起算して、6か月後を経過した日に基金の加入者の資格を取得する。ただし、当社関連会社からの転籍者を除く。

（ポイント）

第3条 基金の給付額及び掛金額の算定の基礎となるポイントは、一律 5 ポイント or 次に掲げる額とする。

●●規程第●条に定める役職、技能、 年齢、その他区分	ポイント
	●ポイント
	●ポイント
	●ポイント

※制限する場合、引用記載定義の記載された「就業規則全文の写し」等の添付が必要となります。

設定しない場合は条全体を削除

（休職等の期間）

第4条 次の各号に定める休職等（以下「休職等」という。）の期間（休職等を開始する日の前日の属する月の翌月から休職等を終了して復職した日の属する月の前月までの期間とする。）については、基金の給付額の算定の基礎となる期間に算入しないものとし、当該休職等の期間においては、当該加入者にかかる掛金の拠出を中断するものとする。

- (1) 就業規則第●条に定める休職（同条第●号の場合を除く。）
- (2) 育児休業規程第●条に定める育児休業
- (3) 介護休業規程第●条に定める介護休業

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和●年●月●日から施行する。

（加入に関する経過措置）

第2条 第2条第2項の規定にかかわらず、令和●年●月31日に●●●●企業年金基金の加入者であった者は、令和●年●月●日付で基金の加入者の資格を取得する。

2 第3条の規定にかかわらず、前項の規定により加入者の資格を取得した者のうち、第2条第1項の加入対象者範囲を満たしていない者（以下「経過加入者」という。）及び第2条第2項の加入者の資格を満たしていない者のポイントは、一律 1 ポイントとする。

3 経過加入者は、退職、65歳到達、現契約満了時または別職種（第2条第1項の加入対象者の範囲の職種を除く。）へ転換したときに加入者の資格を喪失する。

以上の取扱いに合意し、基金加入の手続きを実施することを確認する。

令和●年●月●日

（厚生年金適用事業所名：●●●●株式会社）

事業主名： ●●●●株式会社

代表取締役 ○○○ ○○○ 印

労働者の過半数を代表する者の氏名：

○○ ○○○ 印

同意書と同じ役職、代表者氏名にて
認印を押印ください。

代表被保険者さまの自署 または
印字の場合、認印を押印ください。
（シャチハタ及び社印は不可）

記入見本

2

【照合チェック】

- 役職肩書 ← 取扱規程
- 会社名・住所 ← 厚生年金適用事業所

申請（加入）日の1月前程度の日付であれば
問題ありません。

【増加の同意：増加する事業所（事業主）】

令和 年 月 日

全国ビジネス企業年金基金
理事長 宮原 一也 殿

ご捺印は不要です。

事業所所在地・事業所名称

代表者肩書・代表者名をご記入ください。
※肩書は取扱規程と同じでお願いします。

○県○市○町○丁目○番○号
○○○○ 株式会社
代表取締役社長 全国 太郎

確定給付企業年金法第78条第1項の規定による事業主の同意について

下記事業所が全国ビジネス企業年金基金の実施事業所となることについて、確定給付企業年金法第78条第1項の規定による事業主としての同意をします。

記

事業所名：

○○○○ 株式会社

○県○市○町○丁目○番○号

事業所名・事業所所在地をご記入願います。

（注）（株）などの略式表記は不可です。

所在地は県名からご記入ください。

以上

【しっかり貯まる企業年金®】

制度概要のまとめ

根拠となる法律		確定給付企業年金法（平成13年6月15日法律第50号）
加入者の対象		厚生年金保険の被保険者のうち、企業年金取扱規程の対象となる役職員
加入者の範囲		各事業所が設定可能（上限70歳）
給付の型		キャッシュバランス制度（元利積上方式）
掛金ポイント		月掛 / 1ポイント = 1,000円 / 加入時に各事業所が自由設計にて決定（下記参照） 例）役職員一律 / 勤続年数傾斜 / 役職別傾斜 / 客観性のある基準別
付利率	積立期間	1年定期預金金利 + 0.5% 最低保証1.2% : 上限2.5% ← 加入者期間
	退職後の据置期間	1年定期預金金利 + 0.5% 最低保証0.6% ← 退職～年金開始までの期間
	年金受取期間	1.2% 固定金利
個人勘定残高		個人毎にポイント残高を管理。掛金ポイントに利息ポイントを加えた額。
個人勘定残高を 一時金として受取る要件		加入1ヶ月以上 脱退（退職、死亡等）時に個人ポイント残高を支給。 ※算定期間 3年未満は1ポイント700円、3年以上～5年未満は同800円 5年以上～10年未満は同900円、10年以上は同1000円換算。 ただし、喪失時65歳以上の者は上記にかかわらず同1000円換算。 ※算定期間は、その会社で厚生年金保険の被保険者となった時点（入社時）から起算。
同 年金として受取る要件		算定期間（※上記参照）15年以上
年金としての受給期間		最長20年保証 ※資格喪失（加入範囲から外れた）後も、同じ実施事業所に継続勤務している者に限り 繰下げて（実際の退職時に）受給が可能（80歳以降は、5年保証有期年金） ◎支給途中の一括受取りも可能。死亡時はご遺族に。

節税、社会保険料免除メリットも圧倒的に優位 (企業年金制度の優遇)

各積立制度の掛金節税メリット等の比較

お得感	制度名称	社会保険	所得・地方税	会社掛金	利回り	手数料	役員加入	
会社が拠出	1 しっかり貯まる企業年金	免除	免除	損金	1.2%保証	なし	OK	
	2 中退共				1.0%保証	なし	不可	
	3 会社型DC				実績平均0.6%	利回りから控除&別途	OK	
	4 特退共				0.4~0.8%	利回りから控除	不可	
	5 役員保険			一部損金	0~1%	利回りから控除	役員のみ	
給与として受け取り 個人で拠出	6 給与選択型DC	給与減	給与減	実質0円	実績平均0.6%	利回りから控除&別途	OK	
	7 小規模企業共済	負担率31.68%	全額控除	なし	0%	なし	役員のみ	
	8 iDeCo				実績平均0.6%	利回りから控除&別途	OK	
	9 貯蓄保険・個人年金				一部控除	0~1%		利回りから控除
	10 自分で運用 (株・投信・預金etc.)				税率20.21%	実力次第		運用商品次第

注) 負担率・税率は、課税所得195~330万円、40歳以上、東京都協会健保の例 (人件費を100%として計算)

注) DC制度の実績利回り0.6%は、企業年金連合会HP「2021年2月26日確定拠出年金実態調査結果」を引用